

1. ご利用料金

(1) レンタル料金

レンタルでご利用いただく場合の料金は表 1 のとおりとなります。

表 1 レンタル料金

設備	試験内容	基本料金 1時間当たり
簡易電波暗室	●放射エミッション測定 (9 kHz ~ 6 GHz) ●雑音端子電圧測定 (150 kHz ~ 30 MHz) V型 LISN も含む	5,000 円 (税抜)
電磁波可視化システム	ノイズレベルの可視化測定	2,000 円 (税抜)
△型電源インピーダンス安定化回路網	雑音端子電圧のディファレンシャルモードノイズとコモンモードノイズを切り分けて測定	1,000 円 (税抜)

(2) 対策検討費用

弊社エンジニアによる対策検討サービスをご希望の場合は、設備使用料として表 1 のレンタル料金に加えエンジニアによる対応費用（別途御見積り）が必要となります。

(3) キャンセル料金

お客様のご都合による予約キャンセル及び日程変更には、予約日時（使用開始日時から終了日時）につきレンタル料金に対して表 2 に示すキャンセル料金^{※1}が必要となります。

表 2 キャンセル料金^{※1}

15 日前まで	14 日前から	7 日前から	営業日の 1 日前・当日
0 %	30 %	60 %	100 %

夜間/休日等で、弊社社員が不在の場合は E-mail または FAX にてご連絡ください。

※1 オプションの電磁波可視化システムおよび△型電源インピーダンス安定化回路網のレンタル料金に対するキャンセル料は不要です。

(4) 送料

被試験機の送料はお客様にてご負担ください。

2. 試験設備ご利用約款

第1条（総則）

本試験施設利用約款は、株式会社 Wave Technology（以下乙という）の試験設備をご利用になるお客様（以下甲という）と乙との間の試験設備利用について規定するものであり、甲乙間に別途締結した契約書または、取り決めの無い限り、以下の条文の規定を適用する。

第2条（定義）

本試験設備利用約款において、試験設備利用とは甲が乙の試験設備で、乙または甲の測定・試験者が、甲の被測定品を測定または試験する場合をいう。

第3条（試験設備）

本試験設備利用約款において、乙の試験設備とは、本社の簡易電波暗室及び EMI 測定装置一式をいう。

・本社 株式会社 Wave Technology 〒666-0024 兵庫県川西市久代3丁目13番21号

第4条（利用契約の成立）

甲からの試験設備の利用申し込みを受領した乙が、「設備ご利用受付のご連絡」を E-mail にて送信した時点で、利用契約が成立するものとする。なお、利用契約成立時点で既に予約日までの日数が14日より短いときも、第7条キャンセル料金の規定は適用する。

第5条（利用期間）

甲が試験設備を利用できる期間は第4条の「設備ご利用受付のご連絡」の記載のとおりとする。甲が利用期間の変更または延長を希望する場合は、乙の承諾がある場合に限り変更または延長を可能とする。なお、変更によって変更前利用日の一部又は全部がキャンセルとなったときも、第7条キャンセル料金の規定を適用する。

第6条（利用料金）

利用料金は、別途定める乙の利用料金表にて定められた金額とする。甲は乙に対し、乙の発行する請求書に従い、利用料金を月末締め翌月末までに、乙の請求書に指定された銀行口座に振り込むものとする。

第7条（キャンセル料金）

キャンセル料金は、別途定める乙の利用料金表にて定められた率とする。

第 8 条（被試験品の搬入・搬出）

甲の被試験品の搬入・搬出については、甲の責任で甲が行うものとする。これらの費用は、甲が負担するものとする。

第 9 条（保証責任）

レンタル利用による自主測定においては、乙は甲に対して試験設備が正常な性能を備えていることのみを保証し、甲の行う測定、及び試験結果を保証するものではない。

第 10 条（安全責任）

甲は試験設備において善良なる管理者の立場で測定または試験を行い、または立ち会うものとする。また、甲は試験設備を利用するに当たり次の各項を遵守するものとする。

万一、甲が本条に違反し、損害、事故の発生した場合は、甲は損害を賠償する責めを負う。

- (1) 試験設備に提示してある「安全確認事項」を遵守する。
- (2) 喫煙は乙の指定した所定の場所で行う。
- (3) 甲は、乙の本社（試験設備内を含む）において乙の定めた立ち入り区域にのみ立ち入ることが出来るが、それ以外の区域に進入しない。
- (4) 乙の本社内（試験設備内を含む）においては、無断での写真撮影を禁止する。
ただし、甲が持参した被試験品を試験設備内で写真撮影することはこれに該当しない。
- (5) その他の乙の指示を遵守する。

第 11 条（契約の停止）

甲が次の各号の一つに該当した時には本利用契約は、第 8 条（被試験品の搬入・搬出）、第 9 条（保証責任）、第 10 条（安全責任）、第 12 条（本社又は試験設備の損失）を除き直ちに停止すると共に、甲は乙に対し直ちに試験設備を明け渡し、かつ未払い利用料金、その他の金銭債務金額を直ちに支払わねばならない。

- (1) 甲が利用料金の支払を遅延した時、本試験設備利用約款、安全確認事項のいずれかに違反したとき。
- (2) 債務の弁済を一度でも遅滞したとき。
- (3) 手形・小切手を不渡りにする等支払停止または支払不能の状態に陥ったとき。
- (4) 第三者からの差押、仮差押、仮処分、または競売の申立てを受けたとき。
- (5) 破産又は民事再生、特別清算、任意整理、若しくは更生手続開始の申請を自らなし又はなされたとき。
- (6) 解散を決議し、または他の会社と合併したとき。
- (7) 財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

- (8) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）であるとき。
- (9) 代表者、責任者または実質的に経営権を有する者が暴力団等である場合、若しくは暴力団等への資金提供を行う等密接な交際のあるとき。
- (10) 自ら又は第三者を利用して、債権者に対して自身が暴力団等である旨を伝え又は関係者が暴力団である旨を伝えたとき。
- (11) 自ら又は第三者を利用して、債権者に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき。
- (12) 自ら又は第三者を利用して、債権者の名誉や信用等を毀損し又は毀損するおそれのある行為をしたとき。
- (13) 自ら又は第三者を利用して、債権者の業務を妨害した場合又は妨害するおそれのある行為をしたとき。

第 12 条（本社又は試験設備の損傷）

甲の責めによる事由に基づき、乙の本社又は試験設備の全部又は一部を損傷した場合、乙の請求に従い甲は乙に対して新たな試験設備の購入、及びこれらの取付け施工代価相当額または、乙の本社又は試験設備の修理代を支払うものとする。

第 13 条（甲の承諾）

甲は本試験設備利用約款の内容に合意した上で、乙に対して試験設備の利用の申し込みを行うものとする。

第 14 条（乙の免責事項）

天災事変、停電、試験設備の故障又は破損、乙の休業またはロックアウト、その他やむを得ない事由により、乙の試験設備の全部又は一部を利用できない場合は、乙は甲に対する損害賠償の責任を負わないものとする。

以上